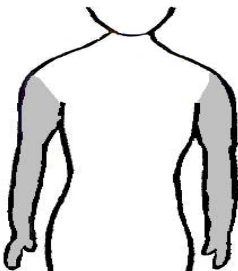
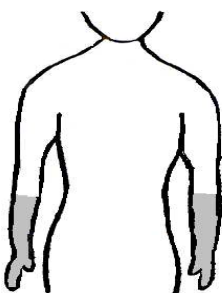


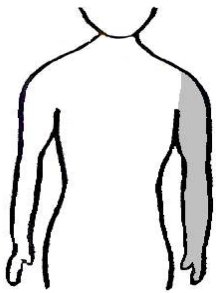
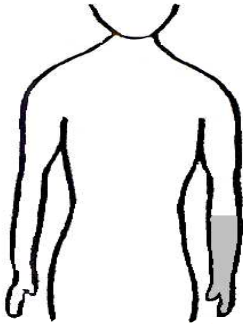
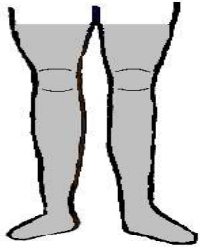
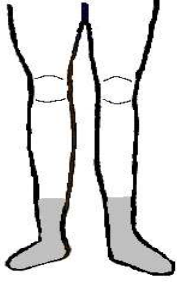
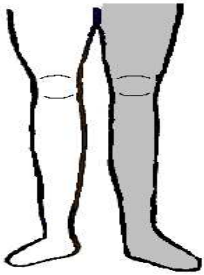


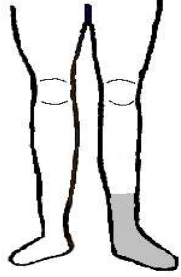
別紙1

障害の状態と免許の範囲及び条件内容

身体障害の程度		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両 上 肢	<p>1 両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したものの。</p> 	<p>普通 普通第二種</p>	<p>○ 普通車に限るものとする。 ○ 下肢で運転できるAT車に限るものとする。</p>	
	<p>2 両上肢をひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの。</p> 	<p>普通 小型特殊原付 普通第二種</p>	<p>○ AT車に限るものとする（ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車の条件は付さないこともできる。） ○ 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。</p>	<p>○ 義手（運転操作上有効な義手。以下同じ。）を使用するものとする。 ○ 上肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p>
	<p>3 両上肢のすべての指を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。</p> 	<p>全ての免許（大型二輪及び普通二輪を除く。）</p>	<p>身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限るものとする。</p>	

身体障害の程度		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両 上 肢	<p>4 両上肢の親指以外の二指を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。</p> 	全ての免許	二輪車については、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限るものとする。	
片 上 肢	<p>1 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの、又は片上肢の機能を全廃したもの。</p> 	全ての免許 (大型二輪及び普通二輪を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ AT車に限るものとする。 ○ 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。 	
上 肢	<p>2 片上肢のひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。</p> 	全ての免許 (大型二輪を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体の状態又は運転の技能によってはAT車に限るものとする。 ○ 普通二輪車は、小型二輪車に限るものとする。 ○ 二輪車及び原付車については、AT車に限るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義手を使用するものとする。 ○ 片上肢の機能を補う装具を使用するものとする。

身体障害の状態		免許の条件内容		
部位	程度	免許の範囲		
		構造装置等に関するもの	身体に関するもの	
両 下	1 両下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢の機能を全廃したもの。 	普通 小型特殊 原付 普通第二種	<ul style="list-style-type: none"> ○ AT車でアクセル・ブレーキ手動式に限るものとする。 ○ 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義足（運転操作上有効な義足。以下同じ。）を使用するものとする。
	2 両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの。 	全ての免許 (大型二輪を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体の状態又は運転の技能によっては、AT車又はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限るものとする。 ○ 普通二輪車は、小型二輪車に限るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義足を使用するものとする。 ○ 下肢の機能を補う装具を使用するものとする。
片 下 肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの。 	全ての免許 (大型二輪及び普通二輪を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ AT車に限るものとする。 ○ 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義足を使用するものとする（身体の状態から、身体の安定を保つことができる」と認められるときは条件を付さないことができる。）。)

身体障害の状態		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
片下肢	<p>2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能に著しい障害のあるもの。</p> 	全ての免許	<p>身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限るものとする。</p>	<p>○ 義足を使用するものとする。</p> <p>○ 片下肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p>
障害が重複する場合	<p>○ 上肢及び下肢に著しい障害のあるもの。</p> <p>○ 四肢のほか、頭部、体幹に機能障害のあるもの。</p>	普通 小型特殊 原付 普通第二種	<p>AT車に限るものとする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限る条件は付さないこともできる。</p>	
備考	<p>1 免許の条件の記載は、運転することができる自動車の種類の限定、構造装置に関するもの、身体に関するものを組み合わせて行うこと。</p> <p>2 特別に改造をした車両を使用して技能試験を行った場合は、当該使用車両と同じ条件のものに限ること。</p>			